

大磯町、大磯町商工会、中南信用金庫、株式会社横浜銀行間の 商工業者等の支援に向けた連携と協力に関する協定書

大磯町（以下「甲」という。）、大磯町商工会（以下「乙」という。）、中南信用金庫（以下「丙」という。）及び株式会社横浜銀行（以下「丁」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙、丙、丁が緊密な連携と協力により、地域の課題に適切に対応し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲、乙、丙、丁は、前条の目的を達するため、四者がともに合意した事案に関して次の事項について連携し、各々の事業の目的に反しない範囲において協力する。

- （1）商工業者等が自主的に取り組む、個別の事業に関する助言・指導に関すること
- （2）前号に係る、商工業者等の中のビジネスマッチングを含めた支援の提供に関すること
- （3）その他、前条の目的を達成するために必要なこと

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までとする。なお、協定締結当事者間での協議を経て、期間延長することを妨げない。

（その他）

第4条 この協定に定めるもののほか、個別の連携事業に係る事項その他必要な事項は、甲、乙、丙、丁いずれかの申し出により全当事者の同意を得て開催される協議の場で別途協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙、丁それぞれ記名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成29年8月25日

（甲）神奈川県中郡大磯町東小磯183
大磯町

町長

（乙）神奈川県中郡大磯町大磯927-12
大磯町商工会

会長

（丙）神奈川県中郡大磯町大磯1133番地の1
中南信用金庫

理事長

（丁）神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号
株式会社横浜銀行

代表取締役頭取